

# 令和6年度第1回滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和6年9月13日(金)

時 間 14:00~16:00

会 場 滋賀県大津合同庁舎7階7A 会議室  
(オンライン同時開催)

## 1 開会・あいさつ

## 2 委員紹介

## 3 会長・副会長の選出

## 4 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について

## 5 議 事

(1)本県における特別支援教育の現状と課題・施策について

(2)今後の本県特別支援教育の取組について

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」の次期計画の策定に向けて

(3)就学指導の課題と具体的取組について

「知的障害の程度に関する統一的な指標」の改訂について

## 6 閉 会

### <配付資料>

委員名簿

参考資料 滋賀県附属機関設置条例

滋賀県特別支援教育支援委員会規則

滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

資料1 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について

資料2 本県の特別支援教育の状況について

資料3 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」「同ビジョン(実施プラン)」の次期計画策定に向けて

資料4 「知的障害の程度に関する統一的な指標」の改訂について

令和6年度 滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
医 師	宇 野 正 章	滋賀県医師会:小児科医
	上ノ山 一 寛	滋賀県医師会:精神科医
	福 田 正 悟	滋賀県医師会:学校医
学識経験 を有する者	白 石 恵理子	滋賀大学教育学部教授
	礪 部 美也子	奈良大学社会学部教授
	桜 井 弥 生	滋賀県発達障害者支援センター職員 (滋賀県発達障害者支援センター副所長)
教育機関の 職員	清 水 義 文	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)
	福 井 亜由美	特別支援学校教職員:病弱 (県立守山養護学校長)
	嘉 瀬 英 紀	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立三雲養護学校長)
	中 塚 薫	特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立聾話学校長)
	柏 原 淳	特別支援学校教職員:知的障害 (県立北大津高等養護学校長)
	石 井 千 鳥	県特別支援教育研究会会長 (草津市立矢倉小学校長)
	東 條 和 徳	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級・通級指導教室設置校長会長 東近江市立八日市西小学校長)
	吉 田 順 子	特別支援学級等担当教員 (長浜市立北中学校特別支援学級担任教諭)
	徳 田 景 子	幼稚園等教職員 (滋賀県国公立幼稚園・こども園長会副会長 草津市立老上こども園長)
	田 中 俊 夫	県立高等学校教職員 (県立信楽高等学校長)
	吉 原 比呂美	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)
県の職員	佐 藤 雅 明	県健康医療福祉部障害福祉課長
	大久保 法 彦	県中央子ども家庭相談センター所長
	桑 田 憲 治	県彦根子ども家庭相談センター所長

滋賀県附属機関設置条例

平成 25 年滋賀県条例第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関（別表第 3 項に掲げる附属機関にあつては知事）が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第 4 条 附属機関は、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(滋賀県基本構想審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 滋賀県特別職報酬等審議会設置条例（昭和 39 年滋賀県条例第 59 号）

(2) 滋賀県公有財産審議会設置条例（昭和 50 年滋賀県条例第 32 号）

(3) 滋賀県基本構想審議会条例（昭和 59 年滋賀県条例第 37 号）

(4) 滋賀県琵琶湖水政審議会設置条例（昭和 35 年滋賀県条例第 4 号）

(5) 滋賀県高齢化対策審議会設置条例（昭和 61 年滋賀県条例第 12 号）

(6) 滋賀県青少年問題協議会条例（昭和 28 年滋賀県条例第 28 号）

(7) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会条例（平成 12 年滋賀県条例第 120 号）

(8) 滋賀県観光事業審議会条例（昭和 29 年滋賀県条例第 60 号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員その他の構成員についても、同様とする。

4 前項の規定により別表第1項の表の滋賀県観光事業審議会の委員となった者の任期は、同表の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。付則第3項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

( 省 略 )

別表 (第2条関係)

1 知事の附属機関

( 省 略 )

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県特別支援教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じて教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育機関の職員 (4) 県の職員	2年

( 省 略 )

3 知事および教育委員会の附属機関

( 省 略 )

## ○滋賀県特別支援教育支援委員会規則

昭和 50 年 4 月 28 日滋賀県教育委員会規則第 10 号

改正 昭和 58 年 9 月 30 日教育委員会規則第 15 号

平成 17 年 1 月 1 日教育委員会規則第 1 号

平成 18 年 12 月 28 日教育委員会規則第 11 号

平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号

平成 20 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号

平成 24 年 6 月 6 日教育委員会規則第 3 号

平成 25 年 7 月 5 日教育委員会規則第 13 号

平成 29 年 3 月 31 日教育委員会規則第 1 号

平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県特別支援教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長および副会長)

第 2 条 委員会に、会長および副会長各 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門部会)

第 4 条 委員会は、必要に応じ、その専門的業務をつかさどるため、専門部会を置くことができる。

### (調査員)

第5条 委員会は、必要に応じ、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、県教育委員会が任命する。

3 調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和58年9月30日において現に委員の職にある者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

付 則 (昭和58年教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年教委規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年教委規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## ○滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

(平成30年7月13日制定)

### (趣旨)

第1条 この要項は、滋賀県特別支援教育支援委員会規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第7条に基づき、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (専門部会)

第2条 規則第4条に規定する専門部会は、必要に応じ、会長が委員会に諮って、調査審議すべき事項に応じた専門部会を置くこととし、その所属委員は、委員の中から会長が指名する。

### (会議)

第3条 委員会および専門部会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

#### (1) 委員会

会長が必要と認めるとき。

#### (2) 専門部会

会長が必要と認めるとき。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による調査審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果を次の会議に報告しなければならない。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し、会議に出席を求めることができる。

### (会議の公開等)

第4条 会議は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて、公開するものとする。

- 2 会議の公開または非公開の決定は、会長が会議に諮って行うものとする。
- 3 会議を公開する場合は、会議の傍聴および議事録の公開により行うものとし、必要な手続きは、会長が委員会に諮って別に定めるものとする。

### (その他)

第5条 委員会の運営に関し、その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定めるものとする。

### 付則

- 1 この要項は、平成30年7月13日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、滋賀県就学指導委員会運営要項（昭和50年4月28日制定）は廃止する。

## ○滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

(平成30年11月13日制定)

### (趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項（平成30年7月13日制定。以下「運営要項」という。）第4条第3項の規定により、滋賀県特別支援教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

### (会議の開催の周知)

第2条 会議を開催する場合、教育委員会事務局特別支援教育課（以下「事務局」という。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）に、インターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴の手続
- (6) 議事録等の公表の時期および方法
- (7) 問い合わせ先

### (会議の公開または非公開の決定)

第3条 運営要項第4条第2項の規定に基づき、会議の公開または非公開の決定については、会議の議事に先立ち、会議に諮って決定するものとする。

### (傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ住所、氏名その他会長が必要と認める事項を申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選その他会長が適当と認める方法により、傍聴券の交付を受ける者を定めるものとする。
- 3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、関係の係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。
- 4 報道機関からの依頼があった場合は、傍聴人と別に傍聴（取材）を認める。
- 5 議事に公開する部分と非公開とする部分が混在する場合は、公開する部分に限り傍聴者の傍聴および報道機関の傍聴（取材）を認める。

### (傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者



- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

#### (傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
  - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
  - (3) みだりに席を離れないこと。
  - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
  - (5) 非公開となる議事の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

#### (議事録の作成)

第7条 会議を開催したときは、事務局は次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
  - (2) 出席者の氏名
  - (3) 議題
  - (4) 調査審議の経過
  - (5) 議決した事項
  - (6) その他必要な事項
- 2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。
- 3 公開した会議の結果については、議事録を会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するとともに、インターネット上のホームページへ掲載するものとする。

#### (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴および議事録の作成等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 付則

この要領は、平成30年11月13日から施行する。

**滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について****担任する事務**

教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること

**滋賀県特別支援教育支援委員会の議題について**

## 1 令和5年度 議事内容

## 第1回(令和5年8月28日)

## ○切れ目ない支援体制の構築について

中学校からの引継ぎ

令和5年度特別支援学校におけるセンター的機能に関する研究について

個別の教育支援計画等の利活用の推進について(実態調査の項目について)

## 第2回(令和6年1月24日)

## ○切れ目ない支援体制の構築について

令和5年度 特別支援教育に係る実態調査結果

個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成ならびに活用の状況

## ○就学指導の課題と具体的取組について

「知的障害の程度に関する統一的な指標(中学校版)」について

## ○今後の本県特別支援教育の取組について

滋賀のめざす特別支援教育ビジョン・実施プランの改定に向けて

## 2 令和6年度 議事内容

## 第1回(令和6年9月13日)

## ○今後の本県特別支援教育の取組について

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」の次期計画の策定に向けて

## ○就学指導の課題と具体的取組について

「知的障害の程度に関する統一的な指標」の改訂について

## 第2回(令和6年2月予定)

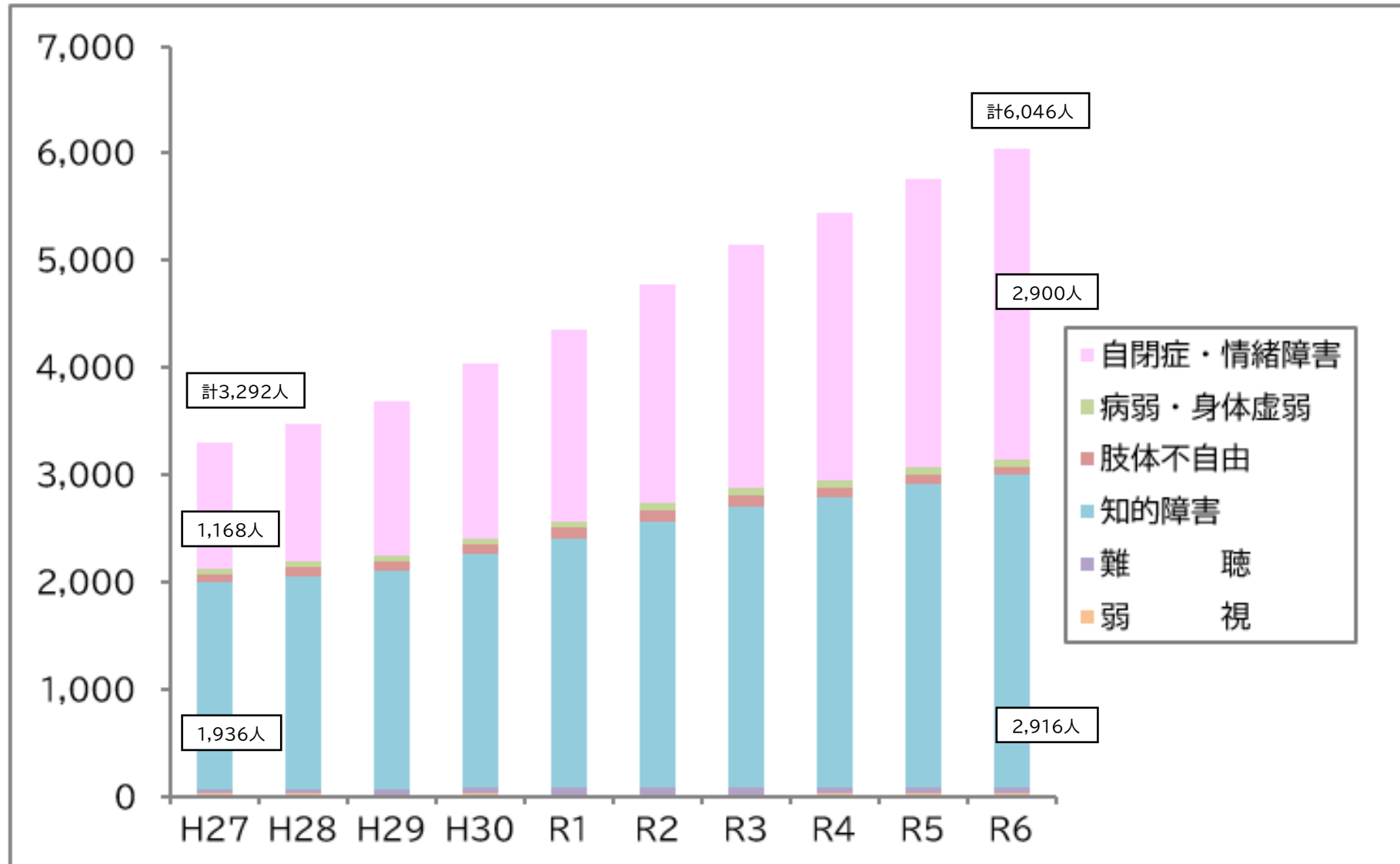
## ○今後の本県特別支援教育の取組について

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」の次期計画の策定に向けて 他

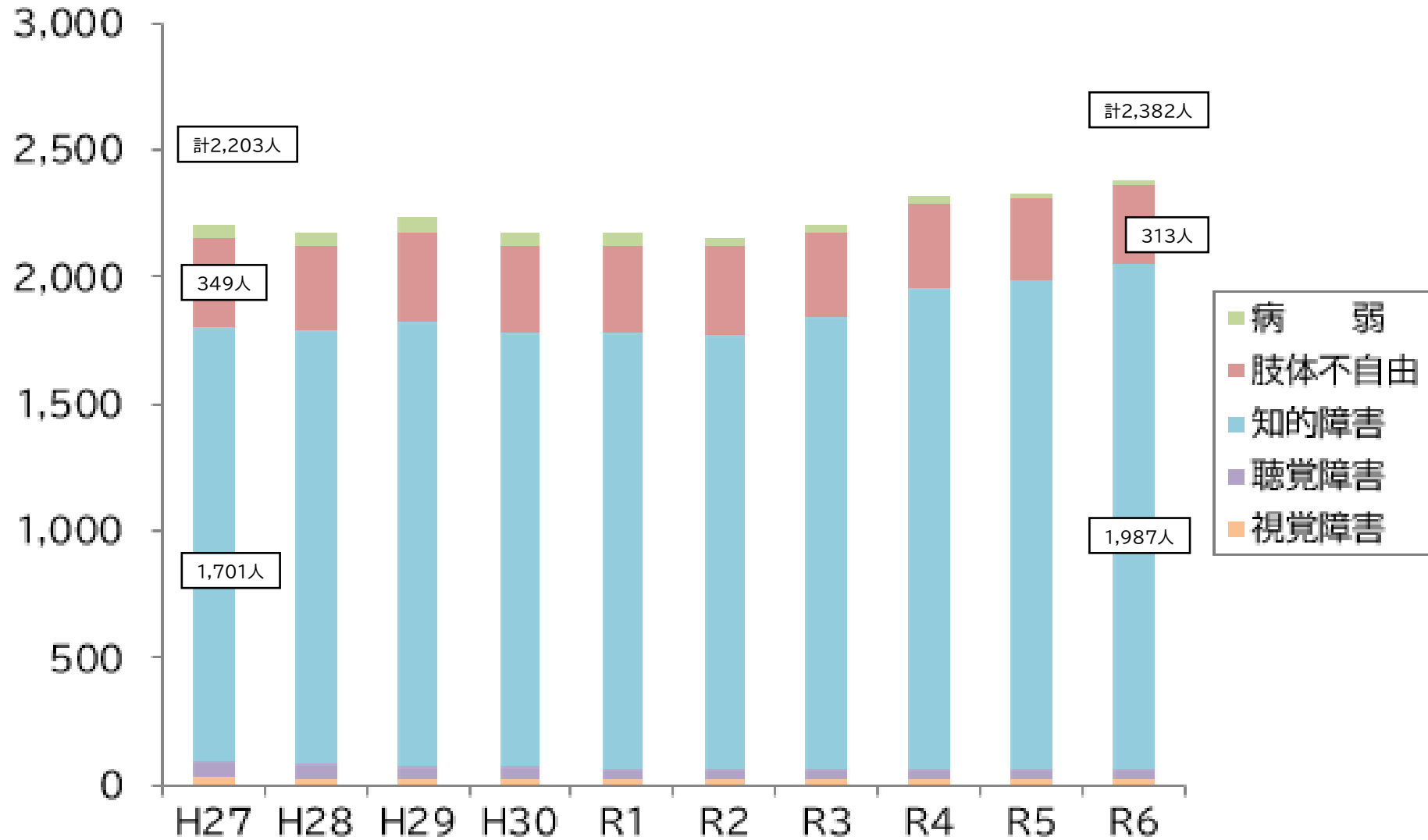
# 本県の特別支援教育の 状況について

# 市町立小・中学校および義務教育学校特別支援学級の 児童生徒数の推移

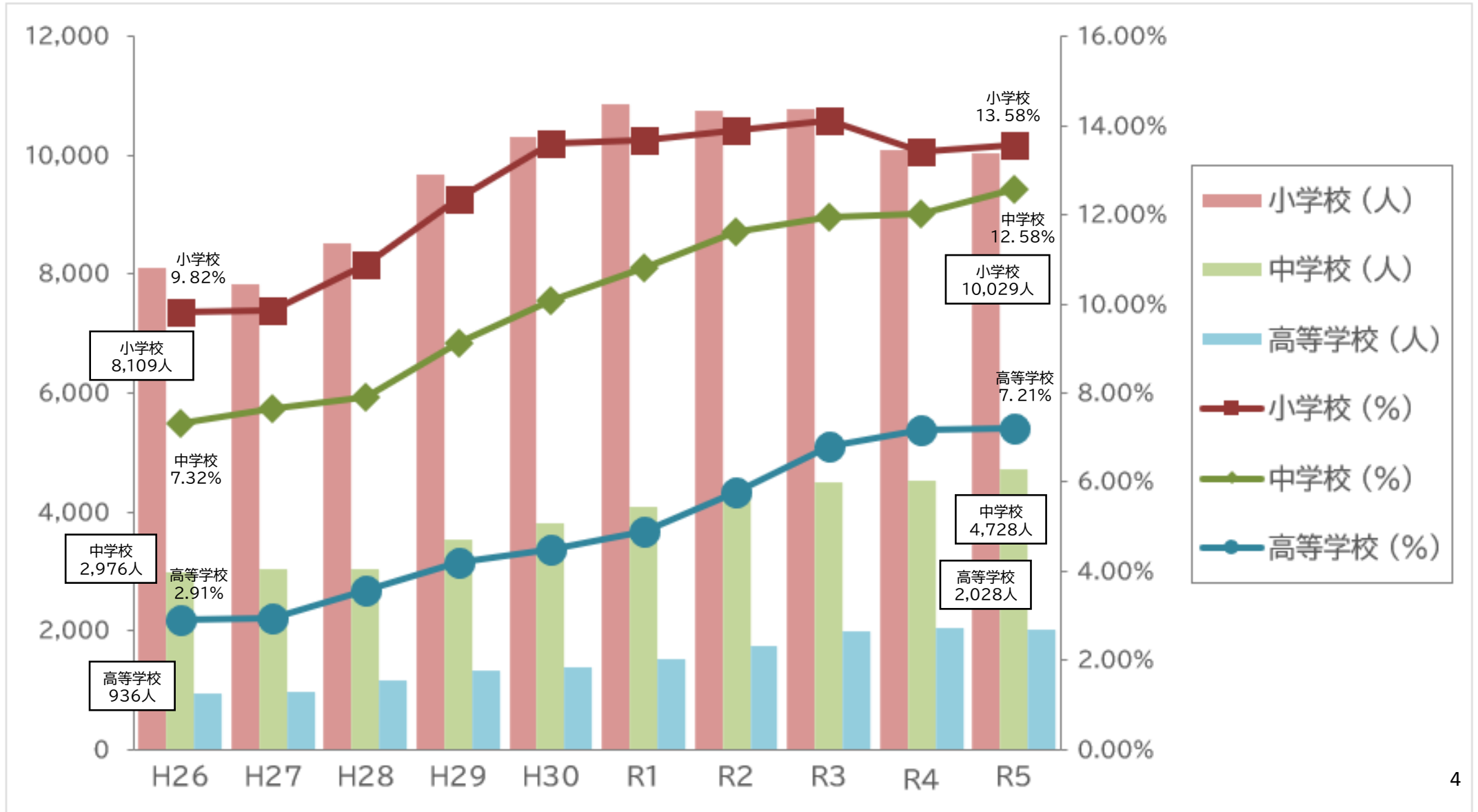
(毎年度 5月1日現在)



# 県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移(毎年度 5月1日現在)



# 公立小中高等学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒数の状況 (毎年度9月1日現在)



# 本県の小中学校における**通級**による指導を受けている児童生徒数の推移

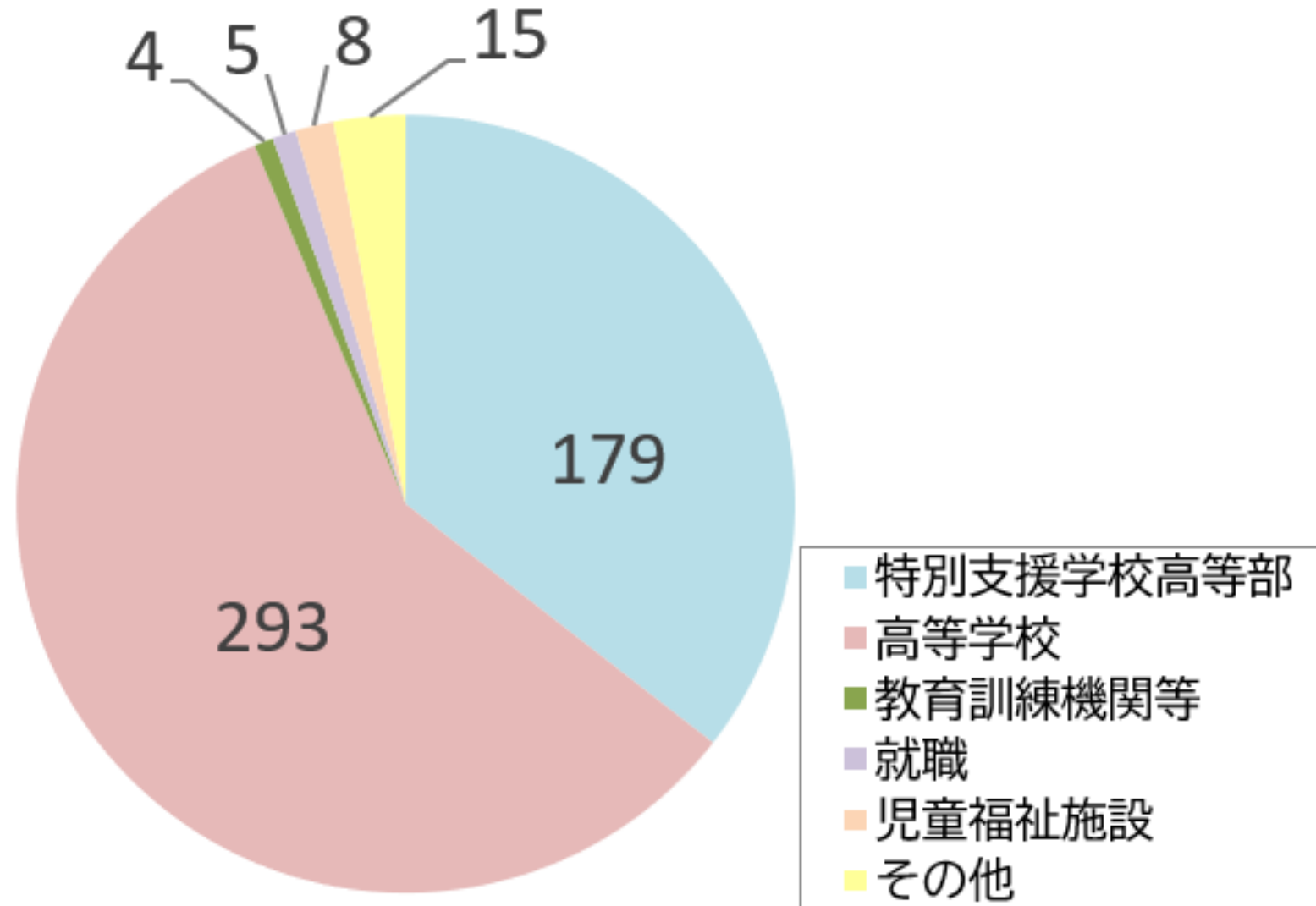
児童生徒数は、  
毎年5月1日現在

年度	小・中児童生徒数			小・中 教室数
	小	中	合計	
H27	1,098	126	1,224	61
H28	1,135	148	1,283	62
H29	1,226	172	1,398	70
H30	1,276	205	1,481	74
R1	1,353	282	1,635	86
R2	1,465	277	1,742	93
R3	1,476	376	1,852	100
R4	1,597	451	2,048	111
R5	1,703	509	2,212	121
R6	1,741	527	2,268	129

参考：  
令和6年度  
県内公立小中学校等の  
通級指導教室設置数

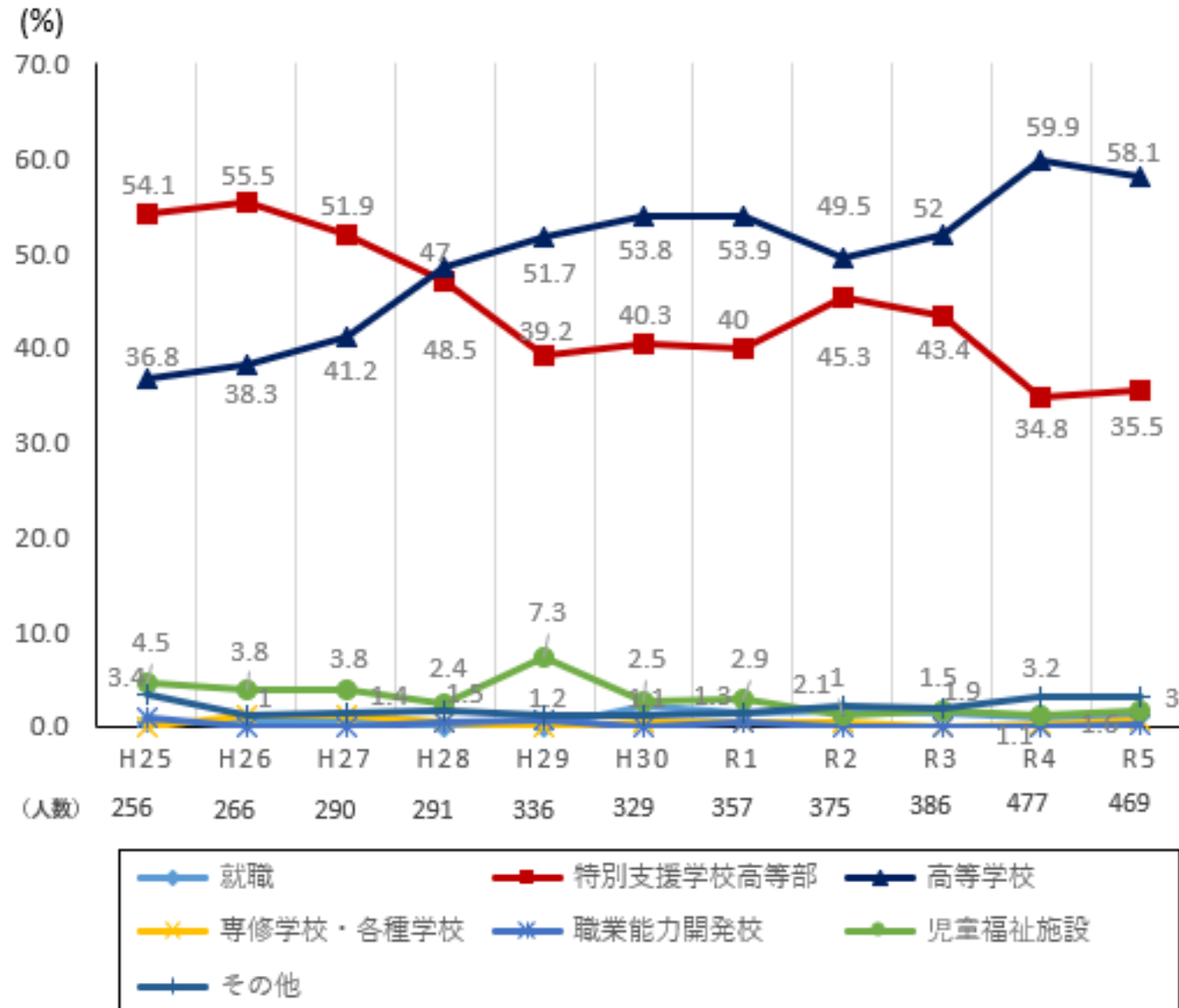
校種	学校数	教室数
小学校 (義務教育学校前期課程)	220	<b>97</b>
中学校 (義務教育学校後期課程)	95	<b>32</b>
県立 中学校	3	0

令和5年度 中学校および義務教育学校(後期課程)特別支援学級卒業生進路状況

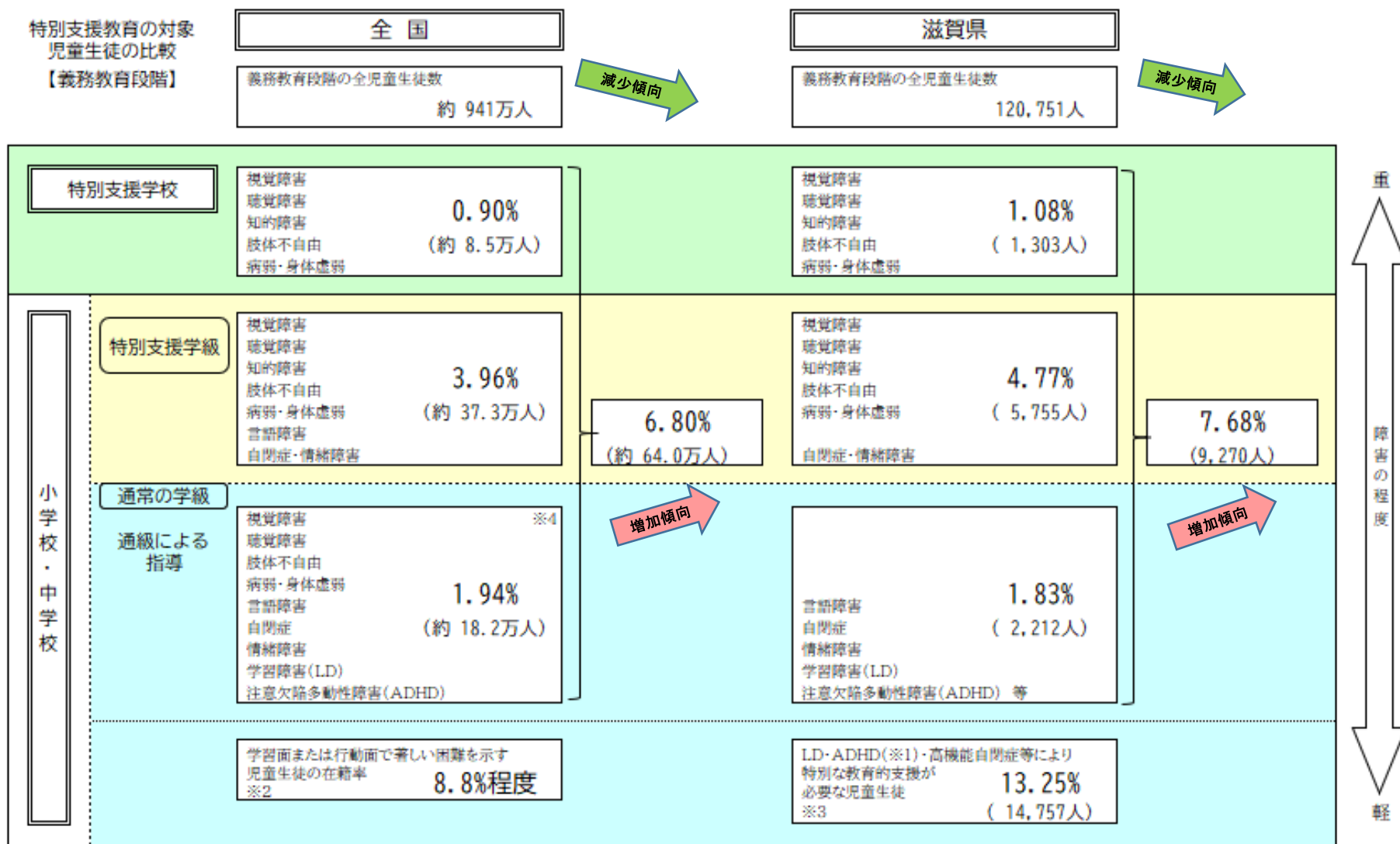




# 中学校および義務教育学校(後期課程)特別支援学級卒業生進路状況(R5まで)



# 特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)



※1 LD(Learning Disabilities): 学習障害

ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder): 注意欠陥多動性障害

※2 令和4年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

※3 令和5年9月1日現在で、通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒数(公立の小・中・義務教育学校のみ)

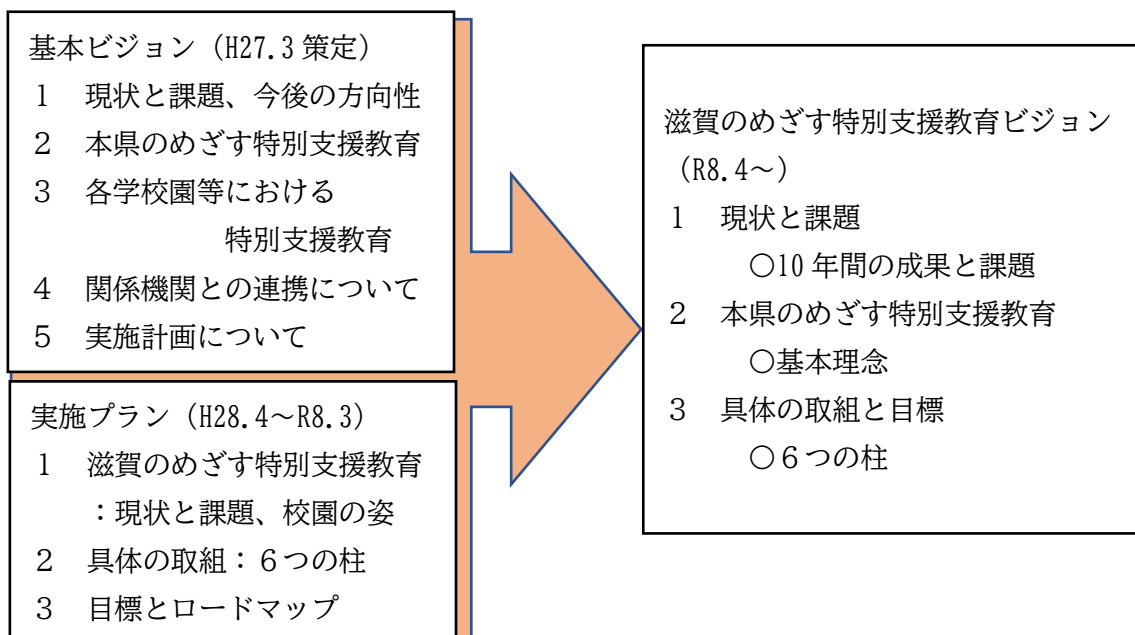
※4 令和3年5月1日現在

令和5年5月1日現在(※2・3・4を除く)

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」「同ビジョン(実施プラン)」の次期計画策定に向けて

令和7年度末に新たに策定する次期計画 (案)

- 「基本ビジョン」と「実施プラン」を両方とも改定し、国の動向や新たな課題に合わせた「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」として一つにまとめた計画とする。



## (1) 構成

### 第1 現状と課題 (別紙)

### 第2 本県のめざす特別支援教育

- 「基本理念」(現行ビジョンより)

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。

- 「本県特別支援教育のめざす姿」(現行プランより)

- 障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる。
- 障害のある子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては「地域で学ぶ」ことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- 「(地域で)共に学ぶ」ことにより、様々な力を持つ全ての子どもたちが、障害の

あるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

第3 具体の取組と目標 「共に学ぶ」を基本の柱とした、6つの柱(ハニカム図)

- ① 障害のある子どものキャリア教育の推進
- ② 切れ目のない指導・支援
- ③ 特別な支援が必要な子どもに対する指導力の充実
- ④ 多様な学びの機会の確保・特別支援教育の実施体制の確保
- ⑤ 障害のある人を支援する関係機関との連携
- ⑥ 適切な就学相談の推進

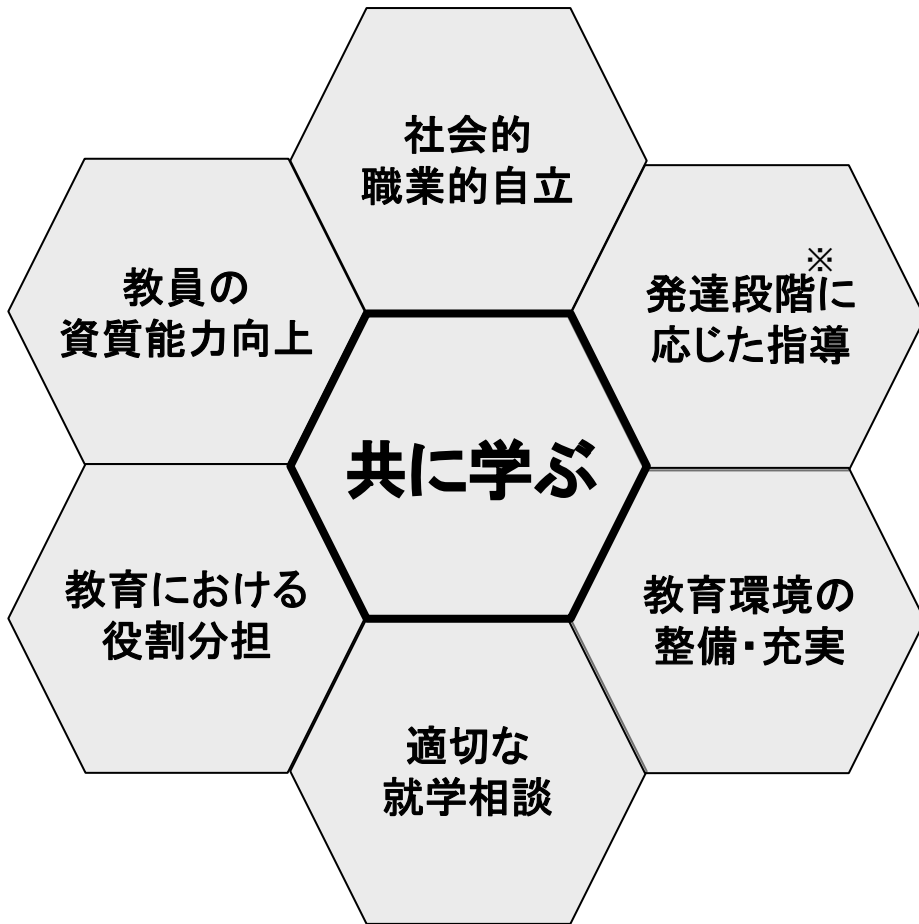
(2) 期間

- 10年程度を見通した計画とする。

第4期滋賀県教育振興基本計画の終期である令和10年度末に見直し、必要に応じて修正を図る。

多様な個人が能力を発揮しつつ  
自立して共に社会に参加し支え合う  
**共生社会の形成**

インクルーシブ教育システムの構築と新しい学校づくり  
きめ細かな就学・進路指導を通じた社会的・職業的自立の実現



特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加

**社会構造の変化**  
医療の進歩、職業構造の変化、価値観の転換 等

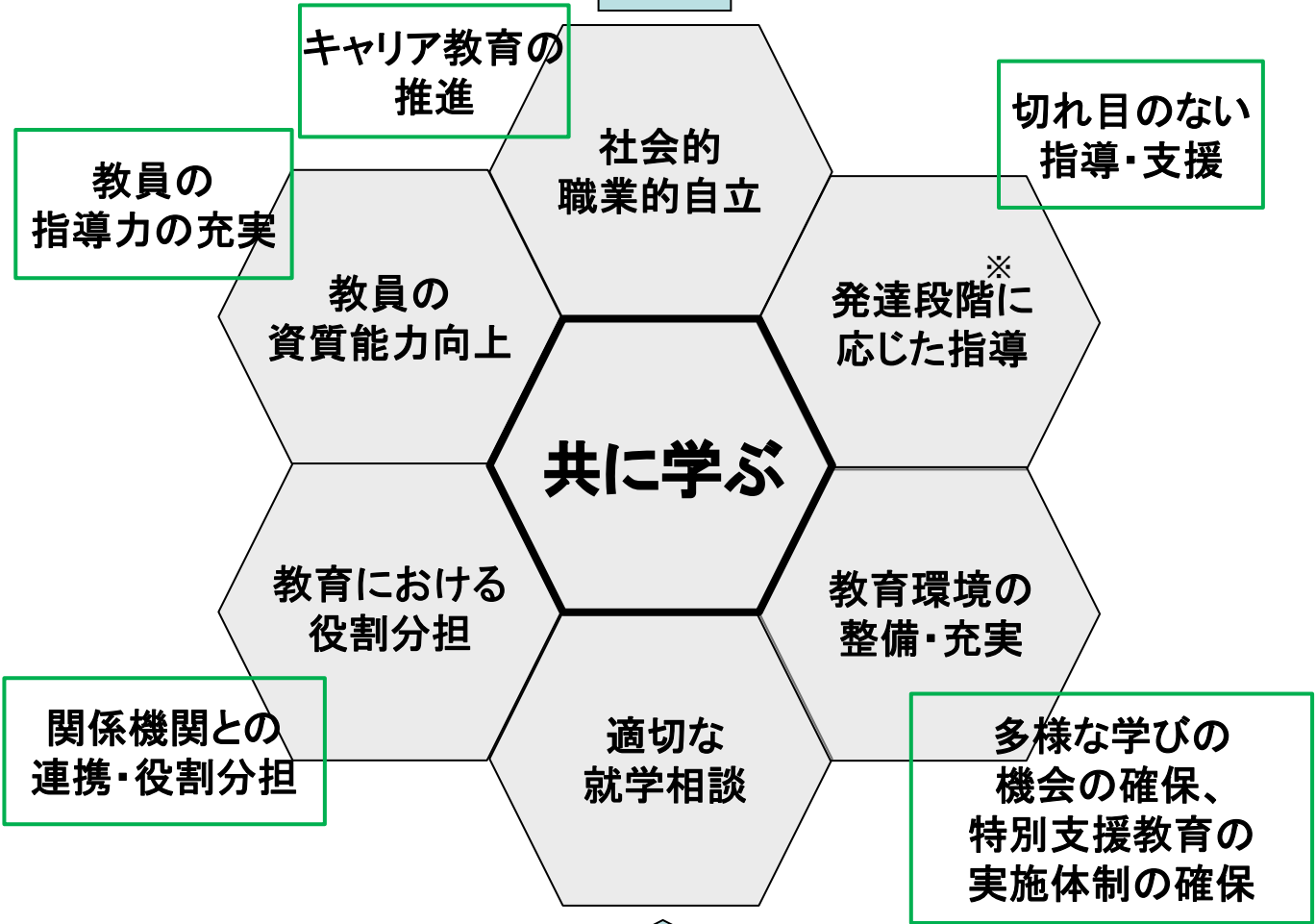
※「発達段階」は、生活年齢と発達年齢の双方の意味を含む

多様な個人が能力を発揮しつつ  
自立して共に社会に参加し支え合う

# 共生社会の形成

## インクルーシブ教育システムの構築と新しい学校づくり

きめ細かな就学・進路指導を通じた社会的・職業的自立の実現



特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加

# 社会構造の変化

医療の進歩、職業構造の変化、価値観の転換 等

※「発達段階」は、生活年齢と発達年齢の双方の意味を含む

滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)の進捗状況について

柱	目標	具体的取組内容	取組状況	次期計画に向けた課題、具体的取組
1 社会的・職業的自立の実現 →障害のある子どものキャリア教育の推進	障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。	○小中高等学校および特別支援学校におけるキャリアパスポートの活用 ○特別支援学校における職業教育充実事業 ・高等養護学校「しごと総合科」に改編 ・高等部教育課程検討「職業コース」設置 ・「しがしごと検定」「しがしごと応援団」 ・企業の知見を生かした授業改善の取組 ○特別支援学校における農業教育充実事業	◇小中高等学校および特別支援学校のそれぞれにおいて、キャリアパスポートを活用し、子ども一人ひとりのキャリア発達を促す支援に努めている。 ◇特別支援学校における職業教育を充実させるため、高等養護学校を普通科からしごと総合科に改編し、高等部への職業コースの設置を進めている。 ◇職業コース等設置に向けた教育課程の検討、改善を進めてきた。 ◇H28年度より「しがしごと検定」と「しがしごと応援団」を開始し、障害のある生徒の就労に向けた取組を強化している。	・小中高等学校および特別支援学校における一環したキャリア教育実施のためのキャリアパスポートの活用。 ・社会的・職業的自立の実現に向けた「しがしごと応援団」登録企業との就業体験等を通じた連携。 ・「しがしごと検定」の安定的な運営および内容の充実。(検定会場の確保、運営体制の確保など) ・高等学校に在籍する障害のある生徒の就労や進学に係る関係機関との連携の促進。
2 発達段階に応じた指導の充実 →切れ目のない指導・支援	障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。	○小中学校における、特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業 ○高等学校における、特別支援教育推進事業 ・巡回指導員の派遣 ・支援員の配置	◇子ども一人ひとりの特性を考慮した指導と適切な支援の充実を図っている。 ◇小中学校においては、モデル地域の通常の学級における教科指導の充実を目指した研究に取り組み、その知見を県内全域に広めている。 ◇高等学校においては、特別支援教育巡回指導員の派遣を行うことで発達障害のある生徒への専門的な指導の充実を図っている。 ◇特別支援学校においては関係機関との連携を図りながら、個別の実態や課題に応じた専門的指導を実施している。	・小中学校の通常の学級に在籍する発達障害等による学びにくさのある児童生徒が、自分に合った学び方により主体的に学習に取り組めるよう、「個別の指導計画」と教科指導をつなぐ指導・支援(個別最適な学び)の推進・支援の質の向上。 ・高等学校における特別な教育課程の編成に関する研究の促進。また、発達障害等のある生徒に対する高等学校教員の指導力向上。 ・ICT機器の効果的な利活用。
3 教員の指導力や専門性の向上 →特別な支援が必要な子どもに対する指導力の充実	○障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。 ○全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。	○総合教育センター主催の研修 ○高等学校における、特別支援教育体制整備事業 ・研究協議会の設置 ・サポートチームの設置	◇県総合教育センター主催のステージ研修等において、障害や合理的配慮を含む支援への理解を深めるための研修を実施し、管理職をはじめとした教員の資質向上を図っている。 ◇特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を構築しながら、すべての教員が個別的教育支援計画や個別の指導計画に基づいた効果的な指導・支援を実施できるよう、特別支援教育コーディネーター対象の研修や、「特別支援教育の視点に立った『個別最適な学び』推進事業」および「高等学校特別支援教育体制整備事業」等を実施している。	・全ての学校園等における特別支援教育の充実。 ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮提供義務の履行と事例の共有。 ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善について、好事例の共有等による専門性の向上。 ・個別的教育支援計画や個別の指導計画に基づいた効果的な指導・支援の実施。そのための両計画の活用促進。 ・特別支援学校におけるセンター的機能の発揮を担う人材の育成。
4 教育環境の充実 →多様な学びの機会の確保、特別支援教育の実施体制の確保	基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。	○小中学校における「地域で学ぶ」支援体制強化事業 ・合理的配慮コーディネーター・看護職員の配置支援 ○副籍制度 ○特別支援学校分教室設置に向けた検討	◇障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ新たな仕組みづくりとして、小学校への新たな特別支援学校分教室の設置等について研究・検討を進めている。 ◇「副次的な学籍」については市町との共同研究を経て、令和4年度より制度化している。副籍を希望する児童は年々増加している。 ◇小中高等学校においては、特別支援教育支援員の配置を進めたほか、特別支援学校の就学要件を満たす児童生徒や医療的ケアが必要な児童生徒が地域で学ぶ体制構築のため、合理的配慮コーディネーターや看護職員を配置する市町に対して支援を行っている。	・特別支援学校分教室の設置に向けた具体的な検討。 ・副籍制度の対象となる障害種の拡充や、中学部段階での実施についての研究・検討。 ・子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備(通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の整備)。 ・高等学校における通級指導の充実。 ・障害者理解や交流及び共同学習の一層の推進。
5 教育における連携(役割分担)の推進 →障害のある人を支援する関係機関との連携	○インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。 ○保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する。	○県と市町の連携 ・教育課程編成の理解、適切な指導支援の推進 ・インクルーシブ教育賞 ○学校と、保健・医療、福祉、労働等の機関との連携 ○学校と地域との連携 ・コミュニティ・スクールの活用	◇教育課程等研究協議会や市町特別支援教育担当者協議会を通して、学習指導要領を踏まえた教育課程編成の理解等、障害に応じた適切な指導や支援が実施されるよう、県と市町が連携して取組を推進している。 ○学校と家庭、医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携して障害のある子どもの生活を支えるための基盤づくりとして、特別支援学校のコミュニティ・スクールを推進しているほか、小中高等学校においては特別支援教育コーディネーターが連携窓口としての役割を担えるよう研修を進めている。	・義務教育段階から高等学校への確実な引継ぎの実施。 ・高等学校から進路先への引継ぎの実施。 ・学校と医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携推進による支援の充実。 ・障害の重い子どもへの適切な支援に関わり、学校看護師のニーズに応じた研修のあり方について、医療、保健、福祉とのさらなる連携。 ・特別支援学校のセンター的機能のさらなる発揮。
6 適切な就学相談の推進	○子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。 ○就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。	○市町担当者向け就学相談にかかる研修会 ○特別支援学校のセンター的機能 ○県総合教育センターの特別支援教育相談の活用	◇県内どの市町においても同様な就学相談が受けられるよう、就学相談にかかった研修会、専門研修会、園長等運営管理協議会等を実施し、就学相談担当者の力量向上を図っている。 ◇特別支援学校はセンター的機能を発揮し、市町に対する相談対応を充実させている。 ◇県総合教育センターの特別支援教育相談では、小中高等学校に在籍する児童生徒本人、保護者、教職員等を対象として相談対応することにより、障害のある子どもの適切な支援の充実を図っている。	・一人ひとりの障害の状態や特性および心身の発達の段階等に応じた就学指導ができるための継続した研修等の実施。 ・一人ひとりの学びにくさに対応できる教師の専門性の向上と、それに伴う指導・支援の質の向上・充実。 ・県内どの市町でも同様の就学相談が受けられるよう、さらなる取組の深化。
現行プラン策定後の国の動き	<p>○GIGAスクール構想による1人1台端末の導入、大型提示装置の整備、インターネット環境の整備等により、ICT環境はこの数年で格段に向上したが、文部科学省による「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、滋賀県の「教員のICT活用指導力の状況」における4項目の調査で、1項目は47位、その他3項目は46位となるなど、ICT機器を活用しきれていない実態がある。</p> <p>○「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」では「ICT利活用等による特別支援教育の質の向上」「医療的ケアが必要な子供への対応」「障害のある外国人児童生徒への対応」について、方針が示された。</p> <p>○国連から日本の特別支援教育に係る是正勧告を受けたことにより、今後の国の動向を注視する必要がある。</p> <p>R3.1中教審答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して R3.6医療的ケア法公布 R3.9特別支援学校設置基準公布 R4.3特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知) R4.4特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) R5.3通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について(通知) R6.1文部科学省、スポーツ庁、文化庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について</p>			